

聞思

寺報

MONSHI

第24号

2024年11月

発行



浄土真宗
本願寺派

田野山
西敬寺



お寺で邦楽コンサート（関連記事は5頁）

目次

報恩講法要並びに物故者追悼法要のご案内

西敬寺歳時記（2024年 7月～10月）

連載

いまどきの終活の作法
～大切なひとに負担をかけないために～

第21回 相談事例からみる対応策

終/宗活公開講座のご案内



西敬寺
公式サイト



西敬寺公式
LINE



西敬寺への
アクセス



西敬寺
YouTube

〒381-0016 長野市南堀336 電話 026-243-5570 FAX 026-403-2400

西敬寺公式サイト <https://www.tanozan-saikyoji.jp/>

令和6年度
(仏暦2567年)

西敬寺報恩講法要

並びに物故者追悼法要

開催日時：12月22日（日）10:00～12:00（受付9:30より）



西敬寺蔵 「大谷本願寺親鸞聖人之縁起（御絵伝）」

毎年、報恩講法要に際して本堂に奉懸されます。今から329年前【元禄8（1695）年】に本願寺の絵師によって丁寧に描かれ彩色された貴重な法物です。是非、ご参詣いただきごゆっくりとご覧下さい。

「報恩講（ほうおんこう）」とは？

親鸞聖人の曾孫である本願寺第3代覚如上人が、聖人の33回忌にあわせて『報恩講私記』を著されたことに由来しています。私たちの先人は「親鸞聖人さま、ありがとうございました。あなたのおかげで私もあなたと同じお念仏をいただいて、同じ信心をいただいて、同じお浄土で今度は出遇わせていただきますと、お礼を申しあげる法要が報恩講だよ。」とお伝えくださっています。

「物故者追悼法要」について

新本堂においてのご葬儀「お寺葬」が、お陰様で門信徒の皆様はもとより地域の方々にも浸透しご理解が深まっております。その中、亡き人に導かれてお聞きする「ご法話」に高い関心を持たれ「もっとご法話をお聞きしたい！」と仰ってくださる方が増えております。ご葬儀やご法事の「ご法話」は、まさに亡き人のお導きであり、深い悲しみの中で聞かせて頂くからこそ心に響くものがあります。

そこで、今年一年間でお浄土へと先立たれし方々のお導きを重ねて頂こうという趣旨で、ご往生されし方々のご法名を奉告し、親鸞聖人へのご恩報謝と重ねてお勤めさせていただきます。昨年11月～本年11月にご葬儀を営まれたご遺族におかれましては、例年以上にご参詣をお心がけ頂ければ幸いです。

ご法話 「究極のよりどころ」



こにし ぜんけん
ご講師 小西 善憲 師

【プロフィール】

- ・大阪教区榎並組信徳寺住職 ・本願寺派布教使
- ・中央仏教学院講師

お申し込み方法と当日のご案内

- ▶西敬寺LINE公式経由もしくは下記URLのお申し込みフォームよりにてご出欠のご連絡をお願いします。

お申し込みフォーム <https://forms.gle/6NcqCwF2DFrSYysy9>

- ▶当日9:15より駐車場への誘導を行います。
- ▶庫裡玄関受付より本堂にお進みくださいませ。

参加費（不要）に関して

西敬寺の『報恩講』は誰にでも開かれた法要でありたいと考え、本年度より参加費は不要とさせていただきます。浄土真宗のみ教えを共に慶んでいただき、また地域に根ざした西敬寺を知っていただきたくご家族・ご友人は勿論、西敬寺にお越しになったことのない方も是非お誘いください。ご一緒にご法話をお聞きしましょう！

参加費は不要ですが、お賽銭は大歓迎です。境内の護持・修繕や今後の法要運営費用とさせていただきます。



ご参拝記念に毎年ご好評をいただいているAnカレンダーを御贈呈いたします

当日の服装とお持ち物に関して

- ・平服（仏様に対して節度を持った服装）をお願いします。

「もんとしきしよう」と読み、浄土真宗本願寺派の門信徒が、仏前における礼装として首から下げて着用する法具のことです。お持ちの方はご着用くださいませ。



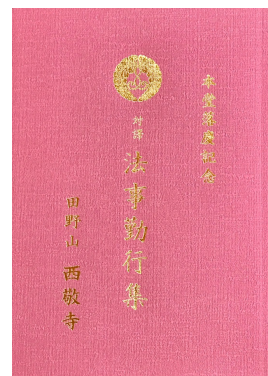
門徒式章



男性用は紐房



女性用は切房



お経本（法事勤行集）
お持ちでない方には
受付にて貸出致します

西敬寺歳時記（7月～8月）

福井教区吉田組様団体参拝



延伸された北陸新幹線で長野駅までお越しになり、バスにて市内を回られました

この度のご縁は、ご担当の方が当院のサイトをご覧ください「お寺葬」・「終宗活公開講座」をはじめとする各種活動にご関心をお寄せくださったことがきっかけでした。そこで当院の取り組みを「ご縁を結い直すお寺」と題して約九十分間にまとめお伝えしたところ、皆様たいへん熱心に耳を傾けてくださいました。

【組（そ）とは？】

浄土真宗本願寺派は寺院が一万百六ヶ寺・僧侶三万五千五百四十六名（令和三年四月一日現在）おり、それを三十一教区（きょうく）に分け、更に五百二十二組（そ）に分けています。西敬寺は長野教区河西組（かわにしそ）所属となります。

本堂にてのご葬儀百回を超える



新本堂竣工から5年半が経ち、その間本堂にて施行されたご葬儀が百回を超えました。

その中で、気づかせていただいた時代の変化、しかし普遍的に変わらぬ意義があることをあらためて共有させていただくべく、七月の第四十二回『終宗活公開講座』にて、「葬儀に備えて何をすべきか」と題して住職が講演いたしました。

お盆合同法要勤修

八月十二日（**山の日**）定例の西敬寺『お盆・納骨壇合同法要』を有縁の皆様とお勤め致しました。



新盆を迎えられた方々の御法名を御尊前に奉懸し、ご参拝の皆様と『阿弥陀経』お勤めし、お一人おひとりのご遺徳を偲ばせていただきました。

非戦の鐘

平和を
うたう集い

8月15日



来年は戦後80年の節目を迎えます。この法要を次世代に繋げて行くことを確認しました！

八月十五日（終戦の日）『非戦の鐘』／全戦没者追悼法要を厳修いたしました。

法要では、前住職が生前親交を持たせて頂き、大変お世話になった高史明さん（昨年七月十五日ご往生）が作詞された「追弔の偈（うた）」を皆さんと自らに言い聞かせるように朗読しました。

また、法話にて戦後、不都合な事実としてその多くが処分（無かったことにされた）される中、先々代が後世の為に大切に保管してきた戦時教学本をご紹介しました。

西敬寺歳時記（8月～10月）

お寺葬への関心広まる



八月二十六日、岐阜市内で新たな葬儀社を立ち上げ奮闘されている「あいあい葬儀社」代表の大野純平さんと田口智規さんが「お寺葬」の先行事例に学ぼうとご来訪くださいました。

「お寺葬」は、住職はじめ寺族だけでは成り立ちません。各地に理念に共感してくださる業者が生まれ、地域・宗派を超えて広まるように先ずは知っていただくべく、切磋琢磨し連携を訴えていきたいと思えます。

お寺で邦楽演奏会



九月八日の第四十四回『終〳宗活公開講座』にて、ご門徒の竹腰安志（宝山）さん（都山流尺八師範）プロデュースのミニコンサートをプレゼントいただきました。

竹腰師範の深みある尺八の音色と生田流正派の柳沢雅翔大師範とと細井雅萩大師範の雅やかな箏との美しい音色を堪能させていただきました。



また、九月十五日には、和楽器グループ「あまね」によるコンサートが西敬寺本堂にて開催されました。メンバーで、住職の幼馴染である小林歩さんが「地元」に素敵なお寺があることを知ってもらおうきっかけに」と企画してくださいました。人脈が広い歩さんのご尽力で初めて西敬寺にお運びくださった方が八割でした。（歩さんのお母様は第二期西敬寺連続研修の受講者というご縁もあります。当院所属のご門徒さんではありませんが、少なからず地元「西敬寺推し」を公言してくださる方々がいらつしやり坊守と共に喜び、励みとさせていただいております。）

演奏の合間には、法話と西敬寺の日頃の活動の紹介をさせていただきました。終了後にお寄せいただいたアンケートには、演奏以外に法話や本堂という宗教空間に関する感想もご記入くださる方が多く有り難いことでした。

初めての方にも安心して親しんでいただける音楽と法話のコラボレーションを今後も模索して行きたいと思えます。

門徒推進員中央教修同窓会

十月二十九日、住職が九年前に研修講師を務めた第二四二回門徒推進員中央教修同窓会の方々が福岡・兵庫・石川・富山・山梨から遙々西敬寺にご参拝くださいました。同窓に兵庫県上郡町の浄光寺様の門徒推進員のお二方がいらつしやつたことから前坊守様と副住職様もご参加くださいました。



第242回門徒推進員中央教修
第6回同窓会 IN 西敬寺

実は、浄光寺様の開基と当院の開基は共に親鸞聖人二十四輩第七番西念房開基の長命寺の一族となります。（当院開基が長命寺3代目の弟「道栄」・浄光寺開基が長命寺6代目の弟「順覚」とされます。ちなみに西敬寺の住職家は西念房ご往生の地名「木賣（売）」を、浄光寺様の住職家は、長命寺が元禄十三年まで寺基を構えた地名「布埜（野）」を苗字としています。）

九年前の中央教修では、私も門徒推進員のお二方もこのような繋がりがあるとは露知らず・・・あらためてご縁不思議と慶ばせていただきました。

いまどきの終活の作法～大切なひとに負担をかけないために～

第21回

相談事例からみる対応策

今回は、私が経験した相談事例を基にどんな準備や対応策があるのか紹介させていただこうと思います。

終活の代表的な準備や対応策といえば遺言やエンディングノートですが、最近は家族信託なども有効な選択肢として認知度が上がっています。

相談ケース 1：お子さんがいないご夫婦

相続：子供のいない夫婦からの相談

ご夫婦ともまだまあ元気であり、しっかり受け答えができるので判断力には問題なさそうです。とはいえ時々自分でお金のやりくりをするのが、少しおっくうになることがあるとのこと。

ご心配なのは相続のこと。お子様がいらっしゃらないご夫婦です。

この場合、夫が亡くなると相続人は妻と夫の兄弟姉妹です。おそらく相続が発生する頃には兄弟姉妹ははじめ皆さんがそれなりの年齢ですし、ともすれば亡くなっている可能性もあります。そうなると相続人は甥姪になります。

しかも、妻も加齢により体が弱くなってる可能性も高く、そのような状態で同じく高齢な兄弟姉妹や甥姪に、遺産分割の印鑑をもらいに行くのは難しいことは想像に難くありません。さらに不運なことに高齢な兄弟姉妹の中に認知症等で判断力がほぼない人がいるかもしれませんし、甥姪とも疎遠な場合もあります。これは裏を返せば妻が亡くなった場合も同様です。

このように、お子さんがいない相続は案外大変です。

当職からのアドバイス

このようなケースではやはり遺言の準備をお勧めします。しかも、そんなに複雑な内容でなくともトラブル回避は可能です。

下記のようなシンプルな自筆証書遺言で対応可能です。

- ・夫の遺言：「私のすべての財産は妻の〇〇に相続させる」
- ・妻の遺言：「私のすべての財産は夫の〇〇に相続させる」

日付と名前、押印で完成です。

遺言と言えば公正証書遺言が安全ですが、公正証書遺言は費用や証人2名の確保など意外にハードルが高いので上記の遺言ならすぐにでも書けます。（本当は遺言執行者も書いてあればなお良しですが・・・）

遺言さえあれば、相続人のハンコをもらう必要もないのでスムーズに進めることができます。あるとないとでは大違いです。



相談ケース2：お子さんがいない＋財産の行き先を決めておきたい

ケース1に加え、財産の行き先を決めておきたいというご相談です。具体的には先祖代々の不動産などは夫の血筋で受け継ぐようにしたいという希望をお持ちです。

ケース1を例にとると、夫が亡くなった後、全財産を妻が相続します。その後妻が亡くなると妻が準備した遺言は（夫が既に死亡しているため）出番がなく、財産は妻の兄弟姉妹が相続することになります。ご相談者の希望は、一旦妻が相続することは問題ないが、妻が亡くなった後は夫の家系に財産を戻したい（財産が外に出て行ってしまうのを防ぎたい）ということです。

当職からのアドバイス

このようなケースでは先述したように遺言だけでは対応できませんので、家族信託契約お勧めします。なぜなら、妻が自分の死後財産は夫の甥に遺贈するという遺言書を準備していたとしても心変わりにより必ずしも実行されとは限らないからです。また、妻が先になくなってしまった場合も夫の遺言の書き直しが必要となり手間がかかります。

家族信託についておさらいしておきましょう。家族信託は認知症や相続の対策として利用されている法的制度です。認知症などにより判断能力が低下し財産管理や相続対策ができなくなることへの備えとして、信頼できる家族に財産を託し、本人の希望に沿った財産管理・処分を家族に任せする仕組みです。今回のケースでは認知症対策ではなく、ご自身の希望する財産の承継実現のために家族信託を活用します。財産を預ける人を委託者、財産の管理を任された人を受託者、その財産から利益を受ける人を受益者と呼びます。

契約書は、委託者：夫・受託者：甥・受益者：夫→妻、最終的な財産の帰属は甥という内容で作成します。このように家族信託契約を結んでおくことで、信託財産は夫が生存中は夫が、夫死亡後は妻が、妻死亡後は甥が受け取ることになり、当初の希望を叶えることが可能になります。※ただし、信託契約で定めた以外の財産については通常の相続が適用されますので、この部分については遺言を準備することを強くお勧めします。

ここまでお読みいただきありがとうございました。

一口に相続の相談と言っても相談者の置かれた状況やご希望はそれぞれ違うものです。どの方法がご自身の状況に適していて、希望を叶えられるものなのか見極めが重要になります。雑誌やネットなどで情報収集をしていただくとともに、一人で判断せず専門家にアドバイスを求めながら最適な方法に向けて準備していきましょう。



事務所サイト

<https://www.office-angei.com/>

— ご意見・ご要望・ご質問などお気軽にお寄せ願います —

伊藤 安芸：インサイド・アウト行政書士事務所代表
(行政書士・家族信託専門士・葬祭カウンセラー)

TEL090-4051-6443 メールy-itoh@office-angei.com

好評
開催中

西敬寺 終/宗活公開講座

どなた様も
参加費不要

日程

講演・法話テーマ

12月・1月・2月は冬季休講となります

＊無料個別相談は随時承っていますので上記期間中もお気軽にお問い合わせください。

第47回

講演「家族信託を検討して見ませんか？」

3月9日

法話「疑うことの罪深さ」

第48回

講演「相談事例から見る終活対策」

4月13日

法話「相続する信心」

当日15:00～17:00まで事前予約制にて、個別相談(無料)を行なっています。ご葬儀はじめ各種仏事のことや相続・遺言書やエンディングノートの作成などお気軽にお問い合わせ下さい。尚、公開講座開催日以外でもご希望の日時を伺いご予約を承っておりますのでお気軽にお問い合わせ下さいませ。

▶タイムテーブル

各回共通

13:30～15:00

(受付開始13:00より)

13:30 仏事作法体験

13:50 法話

14:10 休憩

14:20 講演

14:50 質問タイム

15:00 終了

来年(令和7年)ご法事(年回忌)をご検討中の皆様へ

令和6(2025)年 年回忌早見表

回忌	ご往生された年
1周忌	令和6(2023)年
3回忌	令和5(2022)年
7回忌	平成31・令和1(2019)年
13回忌	平成25(2013)年
17回忌	平成21(2009)年
23回忌	平成15(2003)年
27回忌	平成11(1999)年
33回忌	平成5(1993)年
50回忌	昭和51(1976)年

コロナ禍の影響でご法事を延期されたり、御斎を自粛されていた方々から、昨今のコロナの終息状況踏まえてご法事のご依頼・お問い合わせが増えております。

まだまだ不安が拭いきれない状況ではありますが、故人のお導きによって恵まれる仏縁を皆様に寄り添いお手伝いしてまいります。

左の表は、来年の年回忌をご確認いただく一助になれば幸いです。該当年回に限らず、ご事情によりご延期されていたり、複数の故人の合同年回忌に関するご相談などもご遠慮なくお問合せ・ご相談下さいませ。

右下のQRコードから西敬寺がご提案しておりますご法事の流れ・ご設営のサポート・実際のお申し込み方法がご覧頂けます。お電話でのお問い合わせも随時承っておりますので宜しくお願い致します。



年末年始の本堂自由参拝期間に関しまして(下記の期間本堂を開放しております)

12月30日(土)～1月3日(水) 7:00～18:00